

質保証×教学マネジメント

文部科学省 高等教育局
大学振興課 大学改革支援室
室長補佐

早川 慶

はやかわけい ●1997年に国立大学に入職後、2004年より文部科学省へ。医学教育課係長、大学振興課係長、九州大学研究企画課長などを経て、2021年より現職。



グランドデザイン答申をベースに ポストコロナの質保証のあり方を検討中

今、求められている質保証システムとは

グランドデザイン答申を受けて2020年7月に発足した中央教育審議会・大学分科会・質保証システム部会では、質保証システムのあり方を見直しています。大学の将来像を見据え、現行の質保証のしくみの検証と時代に即した質保証システムのあり方や大学設置基準の抜本的な見直しなどについて、審議を行っています。特に今般のコロナ禍の経験も踏まえ、ニューノーマルにおける大学等の姿を実現する観点からも、大学設置基準をはじめとする質保証システムの見直しが求められています。

形だけの質保証を脱するにはトップの意思が必要

経営や社会貢献などさまざまな分野に関わる内部質保証のうち、教育面の質保証に必要なのが教学マネジメントです。日本の大学の教育改革は確実に進んではいますが、質が伴っている大学と形だけの大学に二極化しているという認識です。例えば、学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学が85%、カリキュラムマップなどの履修系統図を活用する大学が76%もある一方で、教育改善に関するPDCAサイクルの確立に取り組んでいる大学は54%にとどまります*1。教学マネジメントは入学から卒業までの教育活動全般を対象とした取り組みなので、学長や学部長の理解と、強いリーダーシップが望まれます。

本年度中をめどに具体的な制度を検討

前期(第10期)の部会では、学修者本位の観点から保証すべき質について理解し、「社会に開かれた質保証」の実現を図る観

点から議論を深めるといった方向性が示されました。教育の質に関する情報の公表なしでは、社会からの理解と支持を得られないどころか、むしろ社会からの厳しい評価を受けることにもなりえます。

今期(第11期)は教育再生実行会議の第12次提言等も踏まえ、ポストコロナ期の質保証システムを具体的に検討しています【図表2】。例えば「先導性・先進性の確保」の視点では、大学の新しい取り組みを促す方向に見直すことが考えられます。

現在のところ、本年度中に議論をまとめ、次年度中に必要な制度改正を行う予定です。議事録の閲覧はもちろん、YouTube*2での傍聴もできますので、今後の議論にぜひご注目ください。

【図表2】質保証システムの見直しの視点と方向性(案)

大方針	(1) 学修者本位の大学教育 を実現する観点から、質保証システム全体を見直し。	
	(2) 質保証を通じて、自己改善に努めつつ、社会に対して必要な説明責任を果たし、それによって社会からも必要な支援を受けることで大学の教育研究機能を充実していく「 社会に開かれた質保証 」を実現。	
	1 客観性の確保	例) 設置基準を今の時代に合ったより客観性あるわかりやすい基準とし、その基準に基づき、設置認可審査について内規や運用に基づく審査からの転換を図る
	2 透明性の向上	例) ●不適合や指摘事項の根拠の開示等により、設置審査の透明性を向上 ●情報公表の徹底・一覧化によって透明性を向上
3 先導性・先進性の確保	例) 時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編成しやすくするよう、設置基準の見直しや設置審査における審査体制の柔軟化	
4 厳格性の担保	例) 情報公表・評価結果に基づく対応の厳格化	

*中央教育審議会大学分科会質保証システム部会(第8回)配布資料6を基に作成

*1 文部科学省「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」(2020年)

*2 文部科学省会議専用チャンネル。リンクは質保証システム部会Webサイトの「開催案内」を参照